

自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告の基準

愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領（抜粋）

第3節 自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告

（自然環境の破壊の防止等のための助言又は勧告）

第53 条例第32条の規定による助言又は勧告は、自然環境の破壊の防止等については、野生動植物の生育地又は生息地及び特異な地形、地質又は自然現象の保全策を講じさせるために行い、植生の回復等については、緑地を確保させるために行うものとする。

（助言又は勧告の基準）

第54 助言又は勧告の基準は、別表第2及び第3のとおりとする。

別表 2 (第 54 関係)

保全策を講じさせる野生動植物の生育地又は生息地及び特異な地形、地質又は自然現象に関する基準

- 1 愛知県版レッドリストに掲載されている野生動植物（絶滅危惧種Ⅰ類及びⅡ類）の生育地又は生息地
- 2 その他特に保全が必要な野生動植物の生育地又は生息地
- 3 特異地形、地質又は自然現象
次の地形、地質の典型的な例で、県内で他にほとんど例をみないもの
 - (1) 特異地形
 - ① 河成段丘 ② 海成段丘 ③ 自然堤防 ④ 砂丘 ⑤ 中州 ⑥ その他
 - (2) 特異地質
 - ① 岩石、鉱物の露頭 ② 各種しゅう曲（背斜、向斜、横臥等）
 - ③ 各種断層（正、逆、垂直） ④ 整合、不整合 ⑤ 偽層 ⑥ 隆起
 - ⑦ 沈降 ⑧ 層理 ⑨ 節理 ⑩ 石理 ⑪ 岩床 ⑫ 岩脈 ⑬ 化石産地
 - ⑭ その他
 - (3) 特異自然現象
 - ① 温鉱泉 ② 湧泉 ③ その他

別表第3（第54関係）

緑地の確保に関する基準

区域 緑地率 行為の区分			都市計画法による 市街化区域		その他の区域		備考
			緑地率				
			うち現況 山林の場合の保全 緑地率		うち現況 山林の場合の保全 緑地率		
宅 地 の 造 成	住宅地	20ha 未満	%以上 5	%以上 2	%以上 5	%以上 2	※1 用地の周囲を5m以上緩衝樹林地とすること。 ※2 芝生地は緑地としない。またゴルフコース間及び境界内側の周囲を20m以上樹林地とすること。 ※3 農地、果樹園、牧草地等は回復緑地とみなす。
		20ha 以上			6	2	
	事業所、営業所、倉庫等用地		5	2	10	4	
	工場用地 ※1		20	5	25	8	
	ゴルフ場用地 ※2		20	10	50	40	
	競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地		20	5	30	10	
土地の開墾 ※3			可能な限り保全緑地を確保すること。				
鉱物の掘採、土石の採取			行為後の植栽可能地は、すべて回復緑地とすること。				
水面の埋立、干拓			その行為の目的により宅地造成等の例による。				

備考

- 1 行為が市街化区域とその他の区域にまたがる場合は、その他の区域内の行為とみなす。
- 2 保全緑地率は、全体行為面積に対する百分率である。
- 3 保全緑地率が基準に満たないときは、その山林全部を保全緑地とする。
- 4 保全緑地について、次に掲げる理由により、これを確保することが困難である場合は、

必要な保全緑地と同一面積の回復緑地をもってこれに代えることができる。

- (1) 山林の植生が貧弱等で、保全緑地として残置する価値がないと認められるとき。
 - (2) 山林を残置することにより、防災上等の問題を生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 山林が行為区域内の中央に位置する等の理由により、これを保全緑地として残置すると開発目的の支障となると認められるとき。
- 5 行為の区分が2以上に区分できるような場合は、次のように処理するものとする。
- (1) 面積が目的別に区別できるような場合は、目的に応じた緑地を確保させるものとする。
 - (2) 面積が行為の目的別に区別できないような場合は、主たる目的に応じた緑地を確保させるものとする。
- 6 都市計画区域の市街化区域における既存の宅地を含む区画整理事業の場合、住宅地部分の緑地率の計算は、次の算式により処理するものとする。

$$\text{緑地面積} \geq (\text{全区域面積} \times 0.03) + \{(\text{全区域面積} - \text{既存宅地面積}) \times 0.02\}$$

- 7 回復緑地の植栽の基準は、次のとおりとする。

植栽の方法 植栽地の区分	周 囲 の 幅	樹 木		芝 生
計 画 樹 林 地				
公園、空地等の周囲	1.5 m以上	10㎡ 当たり	①高木2本以上 ②低木6本以上 ③高木1本、低木 3本以上 (三者択一)	1区画の面積が 50㎡以上全面 芝生地のもの
人工池、人工川等の水面の 周囲				
道路（緑道）の周囲	1.0 m以上			

- (1) 「高木」とは、成木に達したときに樹高3.5m以上となるものをいう。
なお、都市計画区域の市街化区域において、高木を植栽するときは、その時点で樹高2m以上でなければならない。
- (2) 「低木」とは、高木以外のものをいう。
- (3) 植栽地の区分のうち、計画樹林地については樹木による植栽のみとする。その他の植栽地についても樹木による植栽を原則とする。
- (4) 「緑道」は、自動車の通行を禁止する。また、原則として成木のとき両側から樹冠が接するように高木を植栽する。